

三原市土地改良事業測量作業規程

三原市が施行する土地改良事業に係る測量作業については、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和 7 年 7 月 18 日付け国国地第 39 号国土交通大臣承認）を準用する。この場合において、同規程第 1 条第 1 項中、及び同条第 2 項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「三原市」と読み替えるものとする。